

「パートナーシップ構築宣言」

当社はサプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するために以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

■ IT実装支援 :

- ・共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等
- ・取引先との共通フォーマットによる受発注のEDI化
- ・サイバーセキュリティ診断やリスク対策情報の共有

■ グリーン化の取組 :

- ・脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等
- ・物流倉庫での省エネ型照明、設備の導入
- ・梱包資材のリサイクル比率向上と段階的なプラスチック削減
- ・CO2排出量見える化への取組み

■ 専門人材マッチング :

- ・パートナー企業に対して、海外販売や物流、データ分析の専門人材との連携支援

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（※下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

当事業においては型を活用した取引は行っておらず、本項目は該当しません。

③手形などの支払条件

下請代金は原則として現金での支払いを行っており、手形等を用いることはありません。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社では、直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの川上・川下にまで配慮した公正な価格決定を行っています。

特に、仕入先に対して労務費転嫁の方針を伝達し、NEOKYOを通じて販売するすべての商品の価格構成の適正化を推進しています。また、パートナー企業向けにガイドラインや方針説明資料を提供し、サプライチェーン全体での共通認識の形成に取り組んでいます。

2025年8月28日

Bless International株式会社 代表取締役 佐藤 光男
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。